

入間市立高倉小学校いじめ防止基本方針

令和5年度

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の心に長く深い傷を残すものであり、いじめほどの学年、どの学級でも起こり得るという認識の下、日常的に未然防止に取り組むことが大切である。

いじめを把握した場合には、速やかな解決に向けて、全校体制で迅速に取り組み、とりわけ、児童の尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見・早期解消を基本とする。

本校では、いじめを「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対処」の4つの段階で捉え、それぞれの段階に応じて取り組む。



I いじめ問題に対する基本的な考え方

基本理念

- ・「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめほどの児童にも、どの学校でも、起こりうる」ものであり、いじめは全ての児童に関係する問題であると認識する。
- ・全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、いじめの防止等の対策は、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行うものである。
- ・全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにする。
- ・いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携のもと、いじめの問題を克服することを目指して行う。

(1) いじめ防止対策推進法の制定と対応

法が制定、施行されたことを受け、教職員一人一人がより一層高い問題意識を保ち法の趣旨を踏まえた総合的な対策を講じていくことが不可欠である。

[法を踏まえて対応すべき主な事項]

- (法第16条) いじめを早期発見するための定期的な調査の実施
- (法第16条3項) 相談体制の整備
- (法第22条) いじめ防止等の対策のための組織の設置
- (法第28条) 重大事態への対処：事実関係を明確にするための調査
- (法第30条) 重大事態への対処：地方公共団体の長による再調査

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、**当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）**であって、当該行為の対象となった児童等が**心身の苦痛を感じているもの**をいう。（いじめ防止対策推進法第2条より）

(3) いじめ防止のための基本姿勢

本校では、いじめ防止の基本姿勢として以下の6点をポイントとする。

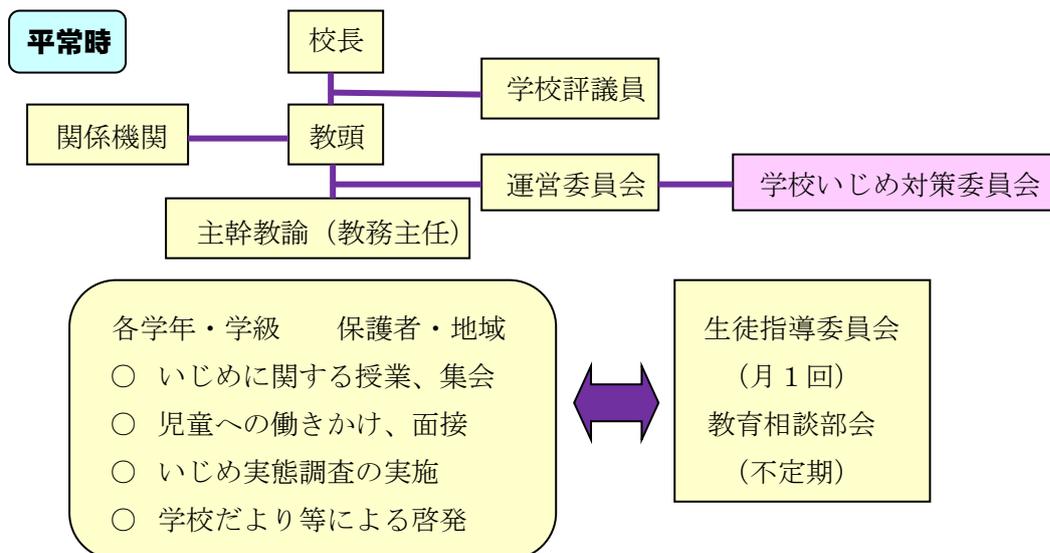
- ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障すると共に、学校内だけでなく必要に応じて、各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
- ⑤学校と家庭が協力して解決にあたる。
- ⑥いじめを「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対処」の4つの段階で捉え、それぞれの段階に応じて取り組む。

II いじめ問題に対する取組体制（いじめ対策委員会）

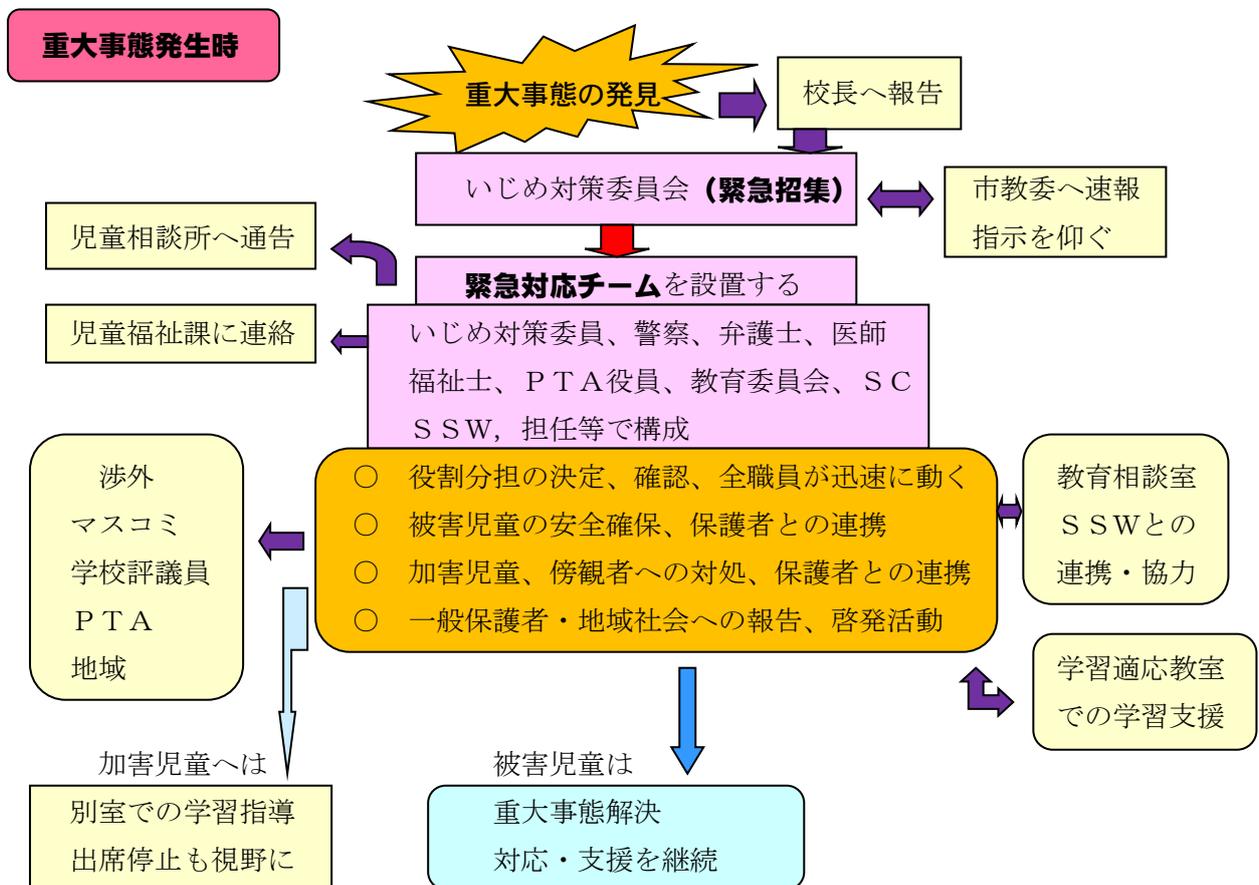
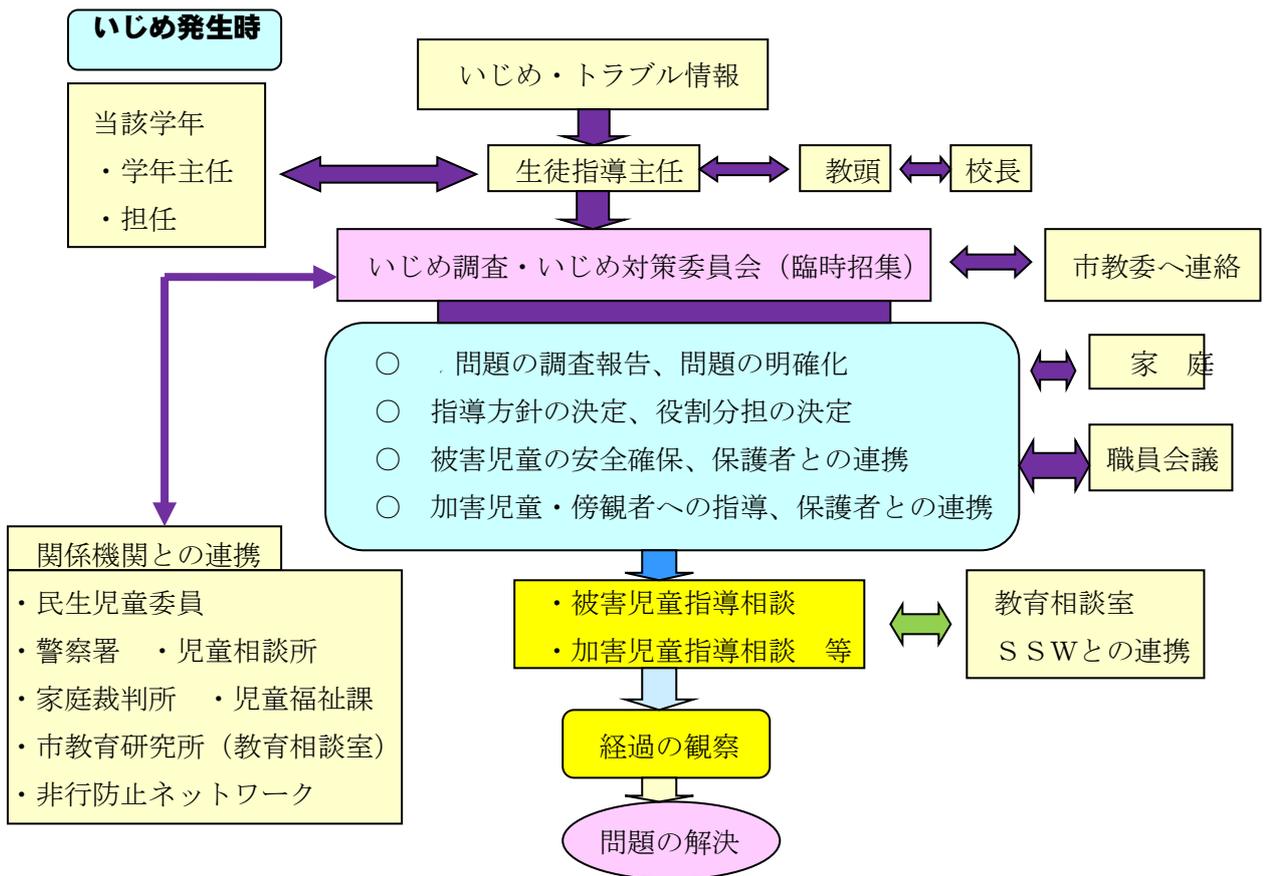
(1) 「いじめ対策委員会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、各学年主任、少人数担当教員、SC（さわやか相談員、SSW）によるいじめ対策委員会を設置する。学期に1回または必要に応じて委員会を開催する。必要に応じて、外部機関とも連携を取る。

(2) いじめ対策の組織及び相談体制



(入間市立高倉小学校 いじめ・トラブルへの組織対応マニュアルによる)



III いじめ問題対応の4つのポイント

ポイント1

学校が一丸となって取り組む
—教師の指導力の向上と組織的対応—

いじめ問題に適切に対応できるようにするため、個々の教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力に基づく個による対応のみならず、学校全体による組織的な対応を進める。

●特定の教員がいじめ問題を抱え込むことなく、機動的かつ組織的な対応ができるようにするため、いじめ対策委員会を核とし、個々の教職員の役割と責任を明確化する。

ポイント2

被害の子どもを守る
—子どもからの声を確実に受け止め、子どもを守り通す—

被害の子どもからの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、被害の子どもが安心して学校生活を送ることができるようにするため、被害の子どもを組織的に守り通す取組を徹底する。

●被害の子どもの声やサインを早期かつ確実に受け止めるため、学級担任や学年主任として子どもへの積極的な働きかけを行う。

●被害の子どもへの安全確保のために、状況をきめ細かく把握し、重大事態発生の場合等は、登下校時の付き添いなどを実施する。

ポイント3

周囲の子どもに働きかける
—見て見ぬふりをせず、声を上げられる学校づくり

周囲の子どもが知っていながらも「言ったら自分がいじめられる」などの不安を抱えていることを直視し、勇気をもって教員等に伝えた子どもを守り通すとともに、周囲の子どもの発信を促すための子どもによる主体的な取組を支援する。

●勇気を持って伝えた子どもを守り通すことを宣言し、登下校時の付き添いなど、いじめから守る取組を、保護者や地域と連携しながら、継続的徹底して行い、周囲の子どもの安全を確保する。

●周囲の子どもが「いじめを見て見ぬふりをしない」よう道徳や特別活動で指導するとともに、言葉の暴力撲滅キャンペーン等いじめ撲滅に向けた代表委員会等による主体的な取組を支援する。

ポイント4

社会総がかりで取り組む
—保護者・地域・関係機関との連携—

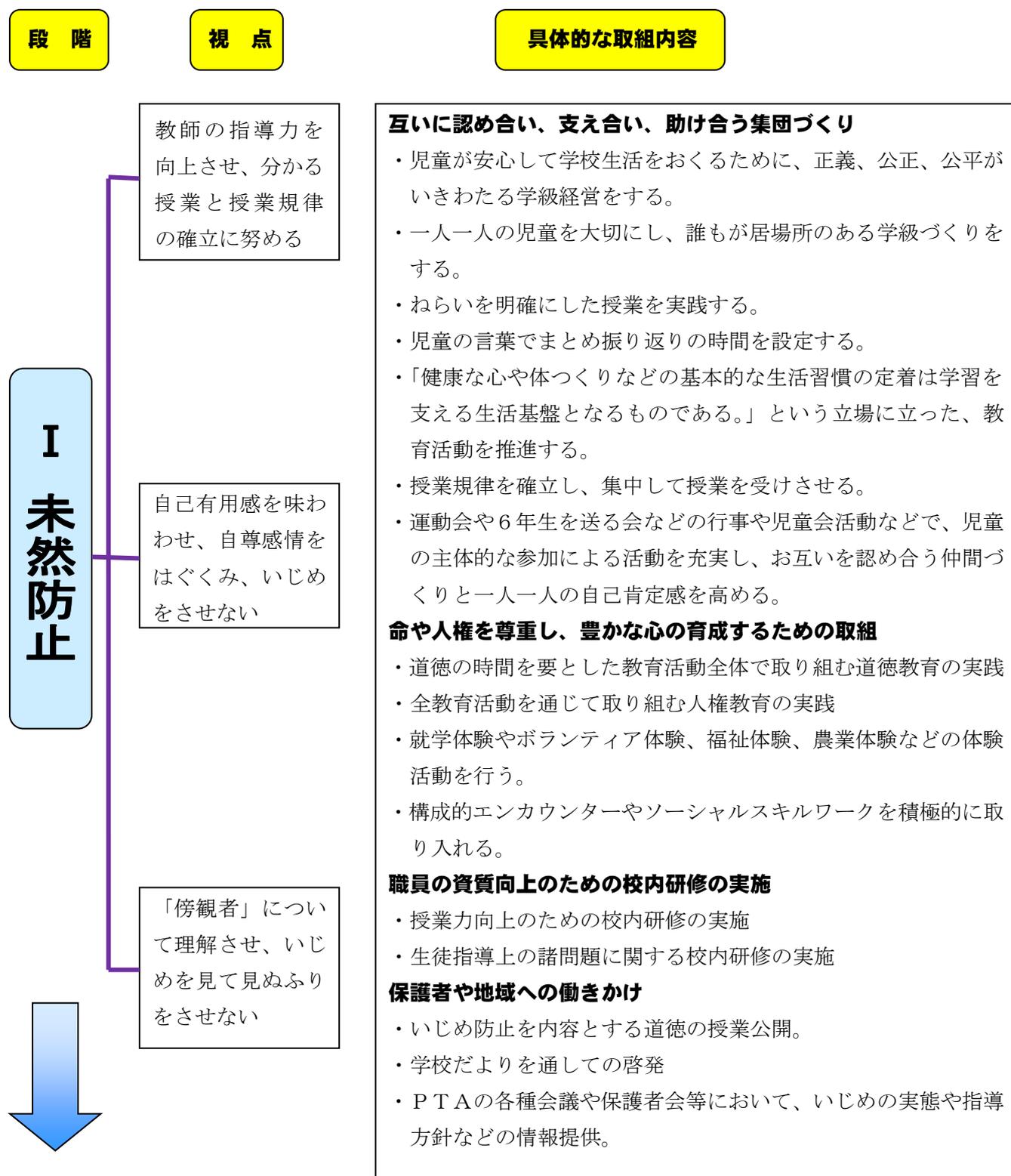
いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、保護者や地域、関係機関との連携を密にして取り組む。

●保護者会等を活用した情報の共有や地域人材との連携による子どもの見守りを実施する。

●いじめの対応状況に応じて、警察や医療機関、福祉機関等と連携した対応を取る。

IV 4つの段階に応じた具体的な取り組み

いじめを「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対処」の4つの段階で捉え、それぞれの段階に応じた取り組みの視点と具体的な取組内容を示す。対応に当たっては、前述のポイントを常に念頭に置いて進めていくことが重要である。



Ⅱ 早期発見

児童の日常生活からいじめの萌芽を素早く察知する

被害の児童、周囲の児童からの情報を確実に受信する

いじめ対策委員会等で、いじめを確実に発見する

保護者・地域との連携を密にして確実に発見する

Ⅲ 早期対応

いじめ対策委員会を中心に対応する

被害の児童、加害の児童、周囲の児童へも対応する

市教育委員会等、関係機関と連携して対応する

保護者・地域との連携を密にして対応する

日々の観察

- ・全職員が「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という認識に立つ。
- ・全職員が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付ける。

学校生活に関するアンケートの実施、アンケートの見直し

- ・学期に2回実施し、アンケートを分析し、個々に話を聞く。
- ・必要に応じ、アンケートを利用した授業を行う。

いじめチェック表の利用

- ・チェック表を活用し、いじめにあった時点から、小学校を卒業するまで見届ける。

教育相談体制の充実

- ・日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
- ・「教育相談週間」を設定する。
- ・保護者に対して、日頃から連絡を密にし、気軽に相談できる関係をつくる。
- ・家庭訪問や個人面談を行い、家庭との協力体制を構築する。

地域との連携

- ・民生児童委員連絡協議会で情報交換を行い、地域における「児童の見守り活動」を積極的に行う。
- ・学校応援団との連携を図る。

- 把握した情報に基づき、対応方針を策定する。
- 教職員の役割分担を明確にし、情報を共有しながら対応する。

- 被害児童の安全確保を最優先に対応する。
- スクールカウンセラー等を活用したケアに努める。
- 加害児童に対して組織的・継続的に観察・指導する。
- いじめを伝えた児童の安全・安心を確保する。

- 市教育委員会への報告・連絡・相談を速やかに行う。
- 市教育相談室等、関係機関の協力を仰ぎ、対応する。

- いじめ対策保護者会を開催し、正しい情報を共有し、対応方針を理解していただき、連携を密にする。
- 学校外における突発的な事故防止に努め、学校応援団の協力のもと、登下校時の見守りを強化する。

IV 重大事態への対処

被害の児童を保護し、心のケアに努める

加害の児童へ必要な措置の実施と心のケアに努める

市教育委員会と連携し、専門機関等との連携を広げる

保護者・地域との連携を確実にし、緊急対応を実施

いじめ防止対策推進法に基づく措置を講じる

○被害児童を、複数の教員によりマンツーマンで保護する。
○スクールカウンセラーによる心のケアを実施する。
○スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問を実施する。
○適応指導教室への通級等を実施する。

○被害の児童とは別室での学習を実施する。
○警察への相談・通報を行う
○加害の児童の懲戒や出席停止等を実施する。
○加害の児童とその保護者に対するケアに努める。

○市教育委員会への報告、連絡を密にする。
○児童相談所等の福祉関係や医療機関と連携する。
○弁護士等、法の専門家から指導・助言を仰ぐ。

○いじめ対策緊急保護者会を開催し、連携を確実にする。
○PTA役員・学校評議員と連携を密にし、協働する。
○民生児童委員等と連携し、家庭・地域と対応する。
○マスコミ等へ適切に対応し、個人情報保護に努める。

○法第28条に基づき、必要な措置を講じる。
・当該重大事態に係る事実関係を明確にする調査等の実施

【重大事態の定義】第28条

1 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合は、その事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

V ネットいじめに対する指導と対応

1 ネットいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の児童の悪口や誹謗中傷等をインターネット上に掲示板に書き込んだり、メールを送ったり、また、仲間はずれなどの方法によりいじめを行うもの。

- (1) メールによるいじめ
- (2) ブログ・プロフによるいじめ
- (3) チェーンメールによるいじめ
- (4) 学校裏サイトによるいじめ
- (5) SNSによるいじめ
- (6) 動画共有サイトによるいじめ など

2 保護者に対して以下の内容を啓発

- (1) そもそも、多くのリスクを考えた場合、携帯電話を持たせる必要があるのか、保護者として児童を指導し、トラブルに対して責任が持てるのかを十分検討すべきである。
- (2) 児童のパソコンや携帯電話を管理するのは保護者である。
- (3) 危険回避のためには、フィルタリングだけでは不十分であり、各家庭で児童を危険から守るための指導ルール作りが大切である。
- (4) インターネットへアクセスすることは、「トラブルの入口に立っている」という認識を持ち、知らぬ間に利用者の個人情報を流出させてしまうなどの様々なトラブルがあることを理解する。
- (5) 土曜参観を通して、保護者向けにスマホやネットに関する講演会を開く。保護者に情報モラル教育の実施をする。

3 インターネットの特殊性を踏まえた情報モラル教育の実施

- (1) 発信した情報は、多くの人に広まり、一度流した情報は、簡単に回収できないこと。
- (2) 匿名であっても書き込みをした人は特定できること。
- (3) 違法情報や有害情報が含まれていること。
- (4) 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺や障害などの他の犯罪に繋がることがあること。
- (5) 高学年に対して講師を招いてのスマホ安全教室を実施する。児童に情報モラル教育の実施を行う。



令和4年4月1日施行